

第13回独立行政法人農林漁業信用基金農業信用保険業務運営委員会 議事概要

1 日時及び場所

- (1) 日時 令和3年9月21日(火) 13時00分～14時55分
- (2) 場所 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人 農林漁業信用基金 大会議室

2 出席者

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、運営委員会の委員長以外の委員及びオブザーバーの小土井財務省大臣官房政策金融課課長補佐はウェブ会議形式での参加であった。

(1) 運営委員

出 資 者：梅野委員、岡山委員、草野委員、酒井委員

学識経験者：川口谷委員、篠崎委員、津滝委員、松村委員、水上委員

(出資者・学識経験者別 五十音順)

(2) 信用基金

今井理事長、森島副理事長、深水総括理事、北村理事、小林理事

(3) オブザーバー

中尾農林水産省経営局金融調整課課長

小土井財務省大臣官房政策金融課課長補佐

3 提出議案

(1) 報告事項

- ① 令和2年度の業務の実績に関する評価について
- ② 令和2年度の決算について
- ③ 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更について
- ④ 農業の経営構造変化等を踏まえた農業信用保証保険の対応の考え方について
- ⑤ 保証審査システムの全国統一化の進捗状況について
- ⑥ WEB会議等の利活用による基金協会とのコミュニケーションの促進について

(2) 情報提供事項

令和2年度の農業信用保険業務の概況について

(3) その他

4 議事経過の概要及びその結果

議事に入る前に、水上委員長は、辞任した委員長代理の後任として梅野委員を指名した。信用基金から上記3(1)に沿って報告がなされた。

また、信用基金から上記3(2)に沿って情報提供がなされ、その後、各委員から直近の現場の状況等について情報提供がなされた。運営委員からの主な発言等は以下のとおり(カッコ内はこれに対する信用基金の説明)。

(1) 報告事項

(1)の④の「農業の経営構造変化等を踏まえた農業信用保証保険の対応の考え方について」

信用基金の取組は保証保険の対応のあり方に問題提起を行うもので、保証割合に注目している。中小企業向けの保証制度では、責任共有制度として、保証割合は80%で、残り20%は経営支援責任を融資機関へ課している。一方、基金協会保証は、負債整理資金を除き100%

保証。農業者の法人化が進む中で、保証案件は大型化しており、基金協会だけで今後も全てのリスクをとることができるかを案じており、信用基金の取組は、危機意識として同感。導入に際しては、支障を来す基金協会もあると思うので、慎重かつ丁寧な対応と、末端の実務者までルールの浸透を図っていただくなど、運用面についてもよろしくお願いしたい。

(本取組みについては、各基金協会から様々なご意見を頂いているところであり、それを踏まえて検討して参る所存である。引き続きご協力をお願いしたい。)

(2) 情報提供事項(委員からの現況報告)

- 出資者委員から、農業法人の融資の増加により、1件当たりの保証申込みが大口化していること、代位弁済については、償還期限の延長等の条件変更が行われたことやコロナ対策資金が融通されたこと等により減少しているが、今後注視する必要があること、延滞が増えつつあり、今後の代位弁済の予備軍が増えてきているとみられること、米価の下落から、担い手農業者の資金繰りが心配であること等が報告された。
- 学識経験者委員から、コロナ禍において、生乳処理がひっ迫していることや、飼料高騰、手取り乳価の下落による酪農経営への影響が大きく生産拡大した酪農家の償還への影響が懸念されること、野菜の需要減退による廃棄、大雨の影響による出荷量減少等により経営への影響が大きいこと、米価の下落等により経営が厳しいこと、外国人研修生の入国ができず、労働力不足により業務等縮小せざるを得ない状況であること等が報告された。

以上